

議員発案第2号

福島第一原子力発電所の事故による農畜産物被害と食の安全確保のための
早急な対策を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年7月27日提出

由利本荘市議会議長 渡部 功 様

提出者	由利本荘市議会議員	鈴木和夫 ㊟
賛成者	同 上	伊藤順男 ㊟
	同 上	佐々木慶治 ㊟
	同 上	佐藤 勇 ㊟
	同 上	本間 明 ㊟
	同 上	大関 嘉一 ㊟
	同 上	伊藤岩夫 ㊟
	同 上	佐々木隆一 ㊟
	同 上	作佐部 直 ㊟

(別 紙)

福島第一原子力発電所の事故による農畜産物被害と食の安全確保のための
早急な対策を求める意見書(案)

福島第一原子力発電所の事故に端を発した東北・関東地方における農畜産物への被害は、放射性セシウムを含む稲わらが流通し、その稲わらを与えられた肉牛が全国へ出荷されたことにより、その甚大さと深刻度が一気に高まるに至っている。

とりわけ、肉牛については、風評被害による価格下落の長期化が予測され、畜産農家のみならず関係業者にとっては死活問題になりかねない事態を招いている。

また、今後、生産・出荷される米や野菜など農産物全体への影響も懸念される場所である。

全国の消費者においても食の安全に大きな不安を抱いており、また、学校給食の現場にも大きな影響を及ぼすなど、農畜産物を巡る危機は国民の身近に迫っており、国家的な規模となっている状況にある。

政府においては、国による汚染牛肉の買い上げや、全頭検査地域の拡大、あるいは、簡易検査の容認など、汚染・流通範囲の拡大に伴う応急的な措置を打ち出しているものの、後追いの対策の感が否めない。

よって、政府は、さらに事態を重く受け止めつつ、農畜産物の安全確保により国民の不安を一日も早く払拭するとともに、被害農家や関連産業の救済・支援のため、下記事項について万全な対策を講ずるよう、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

記

1. 全国の消費者の食の安全確保のため、正確な情報を提供するとともに、検査体制の確立により安全な農畜産物の流通に努めること。
2. 肉牛については風評被害を防止し、安全性を担保する対応として全頭検査を実施すること。
3. 被害農家及び関連産業に対する早急な補償を実施すること。

平成23年7月 日

内閣総理大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
消費者及び食品安全担当大臣	様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 功